

個人情報管理規則

(目的)

第 1 条 この規則は、公益社団法人今治地方観光協会（以下「この法人」という。）の定款第 60 条第 2 項及び「個人情報保護に関する基本方針」に従い、個人情報（「個人情報の保護に関する法律」第 2 条第 1 項及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）第 2 条第 3 項に規定する個人情報をいい、番号法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報を含む。以下同じ）の適正な取扱いに関してこの法人の役職員等が遵守すべき事項を定め、これを実施運営することにより個人情報を適切に保護・管理することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報

生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの及び他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できることとなるものをいい、第 3 号に規定する特定個人情報を含む。

(2) 個人番号

番号法第 7 条第 1 項又は第 2 項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であつて、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。

(3) 特定個人情報

個人情報のうち、個人番号をその内容に含むものをいう。

(4) 本人

個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(5) 個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(6) 個人情報管理責任者

会長により任命され、個人情報保護の方針の実施及び運用に関する責任と権限を有する者をいう。

(適用範囲)

第 3 条 この規則は、この法人において処理されるすべての個人情報及び個人データの取扱いにつき定めるものとし、この法人の業務に従事する全ての役員及び職員（臨時職員等も含む。以下同じ。）に対しこれを適用するものとする。

(個人情報管理責任者)

第 4 条 この法人においては、事務局長を個人情報管理責任者とする。

2 個人情報管理責任者は、個人情報保護方針を策定するとともに、内部規程の整備、安全対策及び教育・訓練を推進し、かつ、周知徹底する責を負う。

(個人情報の取得)

第 5 条 個人情報の取得は、適法かつ公正な方法により行い、偽りその他不正な手段によって取得してはならない。

(利用目的の特定)

第 6 条 個人情報を取り扱うに当たっては、事前にその利用目的を明確に定めるものとし、この法人

の業務において必要な範囲であり、かつ本人から同意を得た利用目的の範囲内でなければならない。

- 2 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行わない。

(利用目的による制限)

第 7 条 個人情報、本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、取り扱わない。

- 2 前項の規定は、次条第 1 項第 1 号から第 3 号に掲げる場合については適用しない。

(第三者提供の制限)

第 8 条 この法人は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

- 2 この法人は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

(1) 第三者への提供を利用目的とすること。

(2) 第三者に提供される個人データの項目

(3) 第三者への提供の手段又は方法

(4) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

- 3 この法人は、前項第 2 号又は第 3 号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

- 4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前 3 項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

(1) この法人が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合

(2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

(3) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

- 5 この法人は、前項第 3 号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知

し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(特定個人情報の利用及び提供の制限)

第 8 条の 2 この法人は、本人の同意の有無にかかわらず、利用目的以外の目的のために保有する特定個人情報を利用し、又は番号法第 19 条各号のいずれかに該当する場合を除き、提供してはならない。

(個人情報の正確性の確保)

第 9 条 個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう努める。

(安全管理措置)

第 10 条 個人情報管理責任者は、個人情報の安全管理のため、個人情報の不正アクセス、漏洩、滅失又は毀損防止に努めるものとする。

2 個人情報管理責任者は、必要に応じて個人情報の安全管理のため、必要かつ適正な措置を定めるものとし、当該個人情報を取り扱う役員及び職員に遵守させなければならない。

3 個人情報管理責任者は、この法人が第 8 条第 4 項第 1 号の定めに従い個人情報を取り扱う業務を第三者に委託した場合には、当該業務委託先に課した個人情報の適切な管理義務が、確実に遵守されるよう適時、確認・指導するものとする。

(消去・廃棄の手続き)

第 11 条 保有する必要がなくなった個人情報等については、直ちに当該個人情報を消去・破棄しなければならない。

(通報及び調査義務等)

第 12 条 役員及び職員は、個人情報が外部に漏洩していることを知った場合又はそのおそれがあると気づいた場合には、直ちに個人情報管理責任者に通報しなければならない。

2 個人情報管理責任者は、個人情報の外部への漏洩について役員及び職員から通報を受けた場合には、直ちに事実関係を調査しなければならない。

(報告及び対策)

第 13 条 個人情報管理責任者は、前条に基づく事実関係の調査の結果、個人情報が外部に漏洩していることを確認した場合には、直ちに次の各号に掲げる事項を関係機関に報告しなければならない。

ア 漏洩した情報の範囲

イ 漏洩先

ウ 漏洩した日時

エ その他調査で判明した事実

2 個人情報管理責任者は、関係機関とも相談の上、当該漏洩についての具体的対応及び対策を講じるとともに、再発防止策を策定しなければならない。

(自己情報に関する権利)

第 14 条 本人から自己の情報について開示を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるものとする。また、開示の結果、誤った情報があり、訂正又は削除を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるとともに、訂正又は削除を行った場合は、可能な範囲内で当該個人情報の受領者に対して通知を行うものとする。

(個人情報の利用又は提供の拒否権)

第 15 条 この法人がすでに保有している個人情報について、本人からの自己の情報についての利用又

は第三者への提供を拒まれた場合は、これに応じるものとする。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 法令の規定による場合

(2) 本人又は公衆の生命、健康、財産などの重大な利益を保護するために必要な場合

(苦情処理、相談)

第16条 個人情報管理責任者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努める。

2 前項の目的達成及び本人からの相談に応じるため、苦情処理・相談窓口を設けて対応するものとする。

(改廃)

第17条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、個人情報の保護に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

附 則 (平成27年12月15日改正)

この規則は、平成27年12月15日から施行する。

個人情報保護に関する基本方針

公益社団法人今治地方観光協会は、今治地方における瀬戸内海国立公園に代表される観光資源を保護、活用し、地域の特性を活かして観光客を誘致することにより、当地方の住民が誇りと愛着を持ち活力に満ちた地域社会を実現するとともに、文化の向上を図るほか、産業、経済の振興に寄与することを目的とする団体です。

本協会の取得する個人情報（「個人情報の保護に関する法律」第 2 条第 1 項及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）第 2 条第 3 項に規定する個人情報をいい、番号法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報を含む）は、この目的に沿って使用するもので、個人情報に関して適用される法令及びその精神を尊重、遵守し、個人情報を適切かつ安全に取り扱うとともに個人情報の保護に努めるものとします。

1 個人情報の取得

本協会は、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ）の利用目的を明らかにし、本人の意志で提供された情報を取扱います。

2 利用目的及び保護

本協会が取扱う個人情報は、その利用目的の範囲内でのみ利用します。

また、利用目的を遂行するために業務委託をする場合並びに法令等の定めに基づく場合や、人の生命、身体又は財産の保護のために必要とする場合を除いて、個人情報を第三者へ提供することは致しません。

3 管理体制

- (1) すべての個人情報は、不正アクセス、盗難、持ち出し等による、紛失、破壊、改ざん及び漏えい等が発生しないように適正に管理し、必要な予防・是正等適切な安全管理措置を講じます。
- (2) 個人情報をもとに、利用目的内の業務を外部に委託する場合は、その業者と個人情報取扱契約書を締結するとともに、適正な管理が行われるよう管理・監督します。
- (3) 個人情報の本人による開示・訂正・利用停止等の取扱いに関する問合せは、随時受け付け、適正に対応します。

また、個人情報の取扱いに関する苦情を受け付ける窓口を設け、苦情を受け付けた場合には、適切かつ速やかに対応いたします。

4 法令遵守のための取組みの維持と継続

- (1) 本協会は、個人情報保護に関する法令及びその他の規則に則った業務運営に努めて参ります。
- (2) 本協会が保有する個人情報を保護するための方針や体制等については、本協会の事業内容の変更及び事業を取巻く法令、社会環境、IT環境の変化等に応じて、継続的に見直し、改善します。

平成 24 年 4 月 1 日

（平成 27 年 12 月 15 日改正）

〒794-0013 愛媛県今治市片原町一丁目 2 番地

TEL (0898) 22-0909 FAX (0898) 22-0929

E-mail kankou@oideya.gr.jp

公益社団法人今治地方観光協会

会長 森 恒 雄